温室効果ガス削減計画

1 事業の概要

- (1) 事業所の名称 日東電工株式会社 尾道事業所
- (2) 事業所の所在地 広島県尾道市美ノ郷町本郷455-6
- (3)業種 プラスチックフィルム製造業
- (4) 事業所位置図 別紙(平面図) のとおり

2 計画の期間

平成25年度を基準とする。 計画の期間は、令和3年から令和5年の3年間とする。

3 計画の基本的な方向

尾道事業所	環境方針による	(別添-1)		

4 温室効果ガスの排出状況(二酸化炭素換算)

【エネルギー起源二酸化炭素】

温室効果	温室効果ガス排出量(t-CO ₂)			
ガスの種類	基準年度 平成25年度	直近年度 令和1年度		
二酸化炭素	131,878 LPG : 0 LNG : 42,739 購入電力 :89,139	135,106 LPG : 0 LNG : 35,195 購入電力 : 116,635		

【非エネルギー起源二酸化炭素】

温室効果	温室効果ガス排出量(t-CO ₂)			
ガスの種類	基準年度 平成 年度	直近年度 平成 年度		
二酸化炭素				

【その他温室効果ガス】

	温室効果ガス排出量(t-CO ₂)				
温室効果ガスの種類	基準年度 平成 年度	直近年度 平成 年度			
メタン					
一酸化二窒素					
HFC PFC SF ₆					

5 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標

《排出量を削減目標とする場合》

単位:排出量(t-CO₂),削減率(%)

担字効用がつの経知	基準年度 (平成25年度)	削減目標		目標年度 (令和5年度)
温室効果ガスの種類	排出量 (a)	削減率 (b)	削減量 (c)	排出見込量 (d)
エネルギー起源CO ₂	131,878	10.7	14, 119	117, 759
非エネルギー起源CO ₂				
メタン				
一酸化二窒素				
フロン類				
温室効果ガス 実排出量総計	131, 878	10. 7	14, 119	117, 759
温室効果ガス みなし排出量				
第3次広島県地球温暖化防止地域計画に沿い、令和12年比で弊社実績の 目標設定の考え方 25年度排出量131,878t-C02の22%改善を目標にし、年度毎に排出見込量 出。				

※ 削減率(b) = (c)/(a) × 100 削減量(c) = (a) - (d)

《原単位を削減目標とする場合》

原単位算定に用いた指標: 生産高 (M¥)

単位:排出量(t-CO₂),原単位量(kg等),削減率(%)

	基準年度 (平成8年度)		原単位 削減目標	目標年度 (平成32年度)		度)	
温室効果ガスの種類	排出量 (a)	原単位 数値 (b)	原単位 (c)	削減率 (d)	排出 見込量 (e)	原単位 見込数値 (f)	原単位 見込 (g)
エネルギー起源CO ₂							
非エネルギー起源CO ₂							
メタン							
一酸化二窒素							
フロン類							
総排出量							
エネルギー消費原単位 (原油換算kl)							
目標設定の考え方			T.W. 11. ()			7 ()	

※ 削減率(d) = $\{(c) - (g)\}$ /(c) ×100 原単位(c) = (a) / (b) 原単位見込(g) = (e) / (f)

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置項目及び目標並びに具体的な取組み等

○ 温室効果ガスの排出抑制に向けた取組み

	項目	数値目標	具体的な取組み
1	生産性向上	効果試算未定	各工程の歩留向上
2	省工ネ推進	効果試算未定	LED化推進、断熱強化、省エネ分科 会発足、エネルギー見える化、など
3	再工ネ導入	効果試算未定	太陽光発電増設
4			

- ※ 原単位で作成する場合は、数値目標欄の記載例中、「使用量」を「原単位」に適宜読み替えること
- 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する取組み(環境価値の活用等)

	種類	合計量
1	_	_
2		
3		

○ その他の取組み

	項目	数値目標	具体的な取組み
1	_	_	_
2			

[※] 環境に配慮した実践的な取組みなどをされていれば記入してください。

7 温室効果ガス削減計画の推進並びに実施状況の点検及び評価に関する方法等

(1)推進・点検体制

統括責任者 事業所長

エネルギー管理者 生産技術部 3名

設備設計 生産技術部 8名 (ファシリティグループ)

事務局 環境安全部 6名 (環境グループ)

- (2) 実施状況の点検・評価
 - ・エネルギー使用量 省エネ分科会にて報告(平成28年~隔月開催)
 - ・CO2排出量 年度集計を行ない、環境管理委員会にて報告、

省エネ法定期報告書に記載

- ・設備設計投資発生の都度DRにて確認、事業部及び本社へ答申
- (3)計画書等の公表 事業所にて、閲覧可能